*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
*																															*
*																															*
*					令	和	6	年	三角	等	1	口	鹿	袑	市	議	会	定	多	削台	会記	義	案	説	明	書					*
*																															*
*																															*
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

そ の 2

令和6年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第43号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)について

歳入については、国庫支出金及び市債の増減額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を753,609,000円の増とし、予算総額を41,633,609,000円とするものである。

なお、地方債の補正については、第2表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第44号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)について

歳入については、国庫支出金及び市債の増額を計上し、歳出については、地域 生活支援事業費、校舎等施設整備事業費及び予備費の増減額を計上したもので、 この補正額を 296,959,000 円の増とし、予算総額を 45,592,432,000 円とする ものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第2表及び第3表の とおりである。

(参照条文) 議案第43号と同じ。

◎ 議案第45号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害により生じた住宅、家 財等の資産の損失に係る雑損控除を、令和6年度分の個人の市民税に適用する特 例を定めることにより、被災者の負担の軽減を図るためのものである。

(参照条文) 地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (1) 条例を設け又は改廃すること。
- 第2号から第15号まで及び第2項 省略